

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	特別児童扶養手当受給資格及び手当額の認定（再認定含む）	
根拠法令・条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条	
所 管 課	障害福祉部 障害支援課	
審 査 基 準	<p><受給資格> 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条」（別紙1）による。</p> <p><障害程度> 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知）」（別紙2）及び「特別児童扶養手当及び特別障害者手当等におけるヒト免疫不全感染症に係る障害認定について（平成10年3月27日障企第24号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知）」（別紙3）による。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	75日 ただし、療育手帳の意見書作成が必要な場合は120日
	標準処理期間を設定できない理由	